

大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札について、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）の運用の第53条の3関係の1に規定する電子入札により行う場合に要する予定価格並びに低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の算出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 税抜き設計金額 設計書、仕様書等により算定された当該建設工事等に要する費用の総額をいい、取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含まない金額をいう。
- (2) 予定価格 規則第57条第1項に規定するものをいう。
- (3) 予定価格算出基礎額 予定価格の算出の基礎となる金額をいい、税抜き設計金額を第7条の規定による端数処理（以下「端数処理」という。）により算出した額をいう。
- (4) 低入札価格調査基準価格 規則第57条第2項に規定する金額をいう。
- (5) 低入札価格調査基準価格算出基礎額 低入札価格調査基準価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (6) 最低制限価格 規則第57条第2項に規定する最低制限価格をいう。
- (7) 最低制限価格算出基礎額 最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (8) 失格基準価格 大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）及び（測量・建設コンサルタント等業務版）第2条第9号に規定する失格基準価格をいう。
- (9) 失格基準価格算出基礎額 失格基準価格の算出の基礎となる金額をいう。

(予定価格の算出)

第3条 建設工事等の予定価格の算出は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を行う建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額を第8条の規定による処理（以下「ランダム係数処理」という。）により算出した額に消費税を加算したものである。
- (2) 入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を行う建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額に消費税を加算したものである。

(建設工事の低入札価格調査基準価格の算出)

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、次の各号に定める額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合においては予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 税抜き設計金額を構成する直接工事費（以下「直接工事費」という。）の額に10分の9.7を乗

じて得た額

(2) 税抜き設計金額を構成する共通仮設費（以下「共通仮設費」という。）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 税抜き設計金額を構成する現場管理費（以下「現場管理費」という。）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(4) 税抜き設計金額を構成する一般管理費等（以下「一般管理費等」という。）の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 建築系工事（電気工事、管工事等を含む。以下同じ。）に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、前項第 1 号中「直接工事費」とあるのは「直接工事費の額から直接工事費中の現場管理費相当額を減じて得た額（以下「建築系工事直接工事費」という。）」と、同項第 3 号中「現場管理費」とあるのは「現場管理費の額と直接工事費中の現場管理費相当額との合算額（以下「建築系工事現場管理費」という。）」として同項を適用する。なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額とする。

3 プラント設備系工事に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、第 1 項第 1 号中「直接工事費」とあるのは「別表一により算出した直接工事費（以下「プラント設備系工事直接工事費」という。）」と、同項第 2 号中「共通仮設費」とあるのは「別表一により算出した共通仮設費（以下「プラント設備系工事共通仮設費」という。）」と、同項第 3 号中「現場管理費」とあるのは「別表一により算出した現場管理費（以下「プラント設備系工事現場管理費」という。）」と、同項第 4 号中「一般管理費等」とあるのは「別表一により算出した一般管理費等（以下「プラント設備系工事一般管理費等」という。）」として同項を適用する。

4 次の建設工事に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、第 1 項の規定にかかわらず、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 昇降機設備工事及び浴槽設備工事で、機器類の据付が主体であるもの

(2) 交通信号機等製作工事で、機器類の製作が主体であるもの

5 前各項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

6 建設工事の低入札価格調査基準価格の算出は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（建設工事の失格基準価格の算出）

第 4 条の 2 建設工事の失格基準価格算出基礎額は、次の各号に定める額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に 10 分の 8.7 を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 建築系工事（電気工事、管工事等を含む。以下同じ。）に係る失格基準価格算出基礎額の算出については、前項第 1 号中「直接工事費」とあるのは「建築系工事直接工事費」と、同項第 3 号中「現場管理費」とあるのは「建築系工事現場管理費」として同項を適用する。

3 プラント設備系工事に係る失格基準価格算出基礎額の算出については、第 1 項第 1 号中「直接工事費」とあるのは「プラント設備系工事直接工事費」と、同項第 2 号中「共通仮設費」とあるのは「プラント設備系工事共通仮設費」と、同項第 3 号中「現場管理費」とあるのは「プラント設備系工事現場管理費」と、同項第 4 号中「一般管理費等」とあるのは「プラント設備系工事一般管理費等」として同項を適用する。

4 前各項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

5 失格基準価格は、次のとおり算出するものとする。

(1) 事後公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（建設工事の最低制限価格の算出）

第 5 条 第 4 条の規定は、建設工事の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

（測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格の算出）

第 6 条 測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、次のとおり算出するものとする。

(1) 別表二の業務種別の欄に掲げる業務の種類ごとに、税抜き設計金額を構成する費目の額に、同表に掲げる割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に 10 分の 8.1（測量にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を乗じて得た額を超える場合においては予定価格算出基礎額に 10 分の 8.1（測量にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 6（地質調査業務にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に 10 分の 6（地質調査業務にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 から 10 分の 8.1（測量にあっては、10 分の 6 から 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、3 分の 2 から 10 分の 8.5）までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

2 測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格の算出は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格の算出)

第6条の2 測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格算出基礎額は、次のとおり算出するものとする。

(1) 別表三の業務種別の欄に掲げる業務の種類に、税抜き設計金額を構成する費目の額に、同表に掲げる割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の6から10分の8.1までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

2 失格基準価格は、次のとおり算出するものとする。

(1) 事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出)

第6条の3 第6条の規定は、測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第7条 予定価格算出基礎額、低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格を算出する際の端数処理は、千円未満を切り捨てることにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項ただし書（第5条において準用する場合を含む）の「予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額」及び第4条の2第1項ただし書の「予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額」並びに第6条第1項ただし書（第6条の3において準用する場合を含む）及び第6条の2第1項ただし書の「予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）」

を乗じて得た額」の端数処理を行う場合は、千円未満を切り上げることにより行う。

（ランダム係数処理）

第8条 事後公表を行う建設工事等の予定価格等は、低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額若しくは最低制限価格算出基礎額を端数処理により算出した額又は予定価格算出基礎額について、大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）により無作為に発生させた乱数処理により算出した価格とするものとする。

2 前項のシステムによる価格の算出の具体的な方法等は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月20日から施行し、第4条及び第5条の規定は、平成23年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年8月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年2月8日から施行し、平成24年2月15日以降に公告する平成24年度予算に係る案件から適用する。
- 2 平成24年3月31日までに公告する平成23年度予算に係る案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年2月22日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行し、同年10月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月15日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月28日から施行し、同年6月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行し、同年6月1日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成29年5月31日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行し、同年5月31日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月25日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行し、同年6月1日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行し、同年6月3日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

別表一（第4条第3項関係、第4条の2第3項関係）

税抜き設計金額の構成費目	プラント設備系工事における各構成費目に区分するもの
直接工事費	・ 直接工事費 ・ 直接製作費 ・ 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に 10 分の 6 を乗じて得た額 の合算額
共通仮設費	・ 共通仮設費 ・ 間接労務費 ・ 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に 10 分の 1 を乗じて得た額 の合算額
現場管理費	・ 現場管理費 ・ 機器間接費、設計技術費、据付間接費 ・ 工場管理費（又は工場間接費） ・ 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に 10 分の 2 を乗じて得た額 の合算額
一般管理費等	・ 一般管理費等 ・ 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に 10 分の 1 を乗じて得た額 の合算額

別表二（第6条関係）

業務種別	構成費目ごとの割合			
測 量	直接測量費の 10分の10	測量調査費の 10分の10	諸経費の 10分の5.0	
地 質 調 査	直接調査費の 10分の10	間接調査費の 10分の9	解析等 調査業務費の 10分の8	諸経費の 10分の5.0
建設コンサルタント （※一般的な積算基準によるもの）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の5.0
建設コンサルタント （上段以外）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	技術経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
補償コンサルタント （※一般的な積算基準によるもの）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の5.0
補償コンサルタント （上段以外）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	技術経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
建築設計・監理 （設備を含む）	直接人件費の 10分の10	技術料等経費の 10分の6	特別経費の 10分の10	諸経費の 10分の6

別表三（第6条の2関係）

業務種別	構成費目ごとの割合			
建設コンサルタント （※一般的な積算基準によるもの）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の3.2

※一般的な積算基準とは、国土交通省や大阪府の積算基準のように、業務価格が、直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等で構成されるものをいう。